

改正後	改正前
《改正前を削る》 <u>18</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第27項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>19</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第31項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>20</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第35項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>21</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>22</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 <u>23</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>24</u> 《現行どおり》 <u>25</u> 《現行どおり》 <u>26</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条の11第1項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第7条の3 《現行どおり》 2～6 《現行どおり》 7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>令附則第12条第17項</u>に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 《現行どおり》 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条</u>	<u>20</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第25項第4号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>21</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第28項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>22</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>23</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第36項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 <u>24</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第37項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 <u>25</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第40項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 <u>26</u> 固定資産税に係る<u>法附則第15条第41項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 <u>27</u> 《省略》 <u>28</u> 《省略》 《改正後に新設》 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第7条の3 《省略》 2～6 《省略》 7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に<u>令附則第12条第16項</u>に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 《省略》 8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類および当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条</u>

改正後	改正前
<u>第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 《現行どおり》 9 《現行どおり》 (1)～(3) 《現行どおり》 (4) <u>令附則第12条第24項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名および当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 《現行どおり》 (6) 居住安全改修工事に要した費用ならびに<u>令附則第12条第25項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費 (7) 《現行どおり》 10 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および<u>令附則第12条第32項</u>に規定する補助金等 (6) 《現行どおり》 11 《現行どおり》 12 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および<u>令附則第12条第32項</u>に規定する補助金等 (6) 《現行どおり》 13～14 《現行どおり》 15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第20項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 《現行どおり》 16 法附則第15条の11第1項の<u>改修特別特定建築物</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条の2第1項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写しお	<u>第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 《省略》 9 《省略》 (1)～(3) 《省略》 (4) <u>令附則第12条第23項</u>に掲げる者に該当する者の住所、氏名および当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 《省略》 (6) 居住安全改修工事に要した費用ならびに<u>令附則第12条第24項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費および介護予防住宅改修費 (7) 《省略》 10 《省略》 (1)～(4) 《省略》 (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および<u>令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等 (6) 《省略》 11 《省略》 12 《省略》 (1)～(4) 《省略》 (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用および<u>令附則第12条第31項</u>に規定する補助金等 (6) 《省略》 13～14 《省略》 15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条または附則第3条第1項の規定による報告の写しおよび当該耐震改修後の家屋が<u>令附則第12条第19項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 《省略》 16 法附則第15条の11第1項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18</u>

改正後	改正前
<u>よび高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）または同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる<u>特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか</u>の別 (4)～(6) 《現行どおり》 第 8 条～第 12 条 《現行どおり》 《改正前を削る》 《改正前を削る》	<u>年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(2) 《省略》 (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条第 3 号に規定する劇場もしくは<u>演芸場または同条第 4 号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別 (4)～(6) 《省略》 第 8 条～第 12 条 《省略》 （軽自動車税の環境性能割の非課税の範囲の特例） <u>第 12 条の 2</u> 市長は、当分の間、第 81 条の 2 の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割の納税義務を免除する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。 （軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） <u>第 12 条の 2 の 2</u> 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第 446 条第 1 項（同条第 2 項または第 3 項において準用する場合を含む。）または法第 451 条第 1 項もしくは第 2 項（これらの規定を同条第 4 項または第 5 項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 3 県知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その

改正後	改正前
《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》	納付すべき額について不足額があることを付則第12条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があつた時は、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 （軽自動車税の環境性能割の減免の特例） <u>第12条の3</u> 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。 （軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例） <u>第12条の4</u> 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。 （軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付） <u>第12条の5</u> 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。 （軽自動車税の環境性能割の税率の特例） <u>第12条の6</u> 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる

改正後

(軽自動車税の税率の特例)

第 13 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項および第 3 項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号イ (2)	3, 900 円	4, 600 円
第 2 号イ (3)(i)	6, 900 円	8, 200 円
	10, 800 円	12, 900 円
第 2 号イ (3)(ii)	3, 800 円	4, 500 円
	5, 000 円	6, 000 円

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号および第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号イ (2)	3, 900 円	1, 000 円
第 2 号イ (3)(i)	6, 900 円	1, 800 円
	10, 800 円	2, 700 円
第 2 号イ (3)(ii)	3, 800 円	1, 000 円
	5, 000 円	1, 300 円

3 法附則第 30 条第 3 項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下

改正前

字句とする。

第 1 号	100 分の 1	100 分の 0. 5
第 2 号	100 分の 2	100 分の 1
第 3 号	100 分の 3	100 分の 2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第 81 条の 4（第 3 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第 13 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 44 条第 3 項に規定する車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第 82 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号イ (2)	3, 900 円	4, 600 円
第 2 号イ (3)(i)	6, 900 円	8, 200 円
	10, 800 円	12, 900 円
第 2 号イ (3)(ii)	3, 800 円	4, 500 円
	5, 000 円	6, 000 円

2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号および第 2 号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号イ (2)	3, 900 円	1, 000 円
第 2 号イ (3)(i)	6, 900 円	1, 800 円
	10, 800 円	2, 700 円
第 2 号イ (3)(ii)	3, 800 円	1, 000 円
	5, 000 円	1, 300 円

3 法附則第 30 条第 3 項の規定の適用を受ける三輪以上の法第 44 条第 1 項第 3 号に規定するガ

改正後	改正前
この項において「ガソリン軽自動車」という。） （営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和7年4月1日</u>から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>令和8年度分</u>の軽自動車税に限り、同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。 《改正前を削る》 （軽自動車税の賦課徴収の特例） 第13条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項<u>または第3項</u>の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在におけ	ソリン軽自動車（以下この項および次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が<u>令和4年4月1日</u>から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号イ(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イ(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第13条の2 市長は、軽自動車税の<u>種別割</u>の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項<u>から第4項までの</u>規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2 市長は、納付すべき軽自動車税の<u>種別割</u>の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期

改正後	改正前
る当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第 8 7 条および第 8 8 条の規定を除く。）を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 1 0 0 分の 3 5 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第 1 3 条の 3 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 第 3 4 条の 6、第 3 4 条の 8、第 3 4 条の 9、第 3 4 条の 1 0 第 1 項、付則第 4 条第 1 項および付則第 4 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 3 4 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第 1 3 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 8 第 1 項前段、第 3 4 条の 9、第 3 4 条の 1 0 第 1 項、付則第 4 条第 1 項および付則第 4 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第 1 3 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 8 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第 1 3 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 《現行どおり》 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第 1 3 条の 4 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 第 3 4 条の 6、第 3 4 条の 8、第 3 4 条の 9、第 3 4 条の 1 0 第 1 項、付則第 4 条第 1 項および付則第 4 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 3 4 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第 1 3 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 8 第 1 項前段、第 3 4 条の 9、第 3 4 条の 1	日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 8 7 条および第 8 8 条の規定を除く。）を適用する。 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 1 0 0 分の 3 5 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。 （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第 1 3 条の 3 《省略》 2 《省略》 3 《省略》 (1) 《省略》 (2) 第 3 4 条の 6、第 3 4 条の 8、第 3 4 条の 9、第 3 4 条の 1 0 第 1 項、付則第 4 条第 1 項、付則第 4 条の 3 第 1 項および付則第 4 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 3 4 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第 1 3 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 8 第 1 項前段、第 3 4 条の 9、第 3 4 条の 1 0 第 1 項、付則第 4 条第 1 項、付則第 4 条の 3 第 1 項および付則第 4 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第 1 3 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 8 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第 1 3 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 《省略》 （土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第 1 3 条の 4 《省略》 2 《省略》 3 《省略》 (1) 《省略》 (2) 第 3 4 条の 6、第 3 4 条の 8、第 3 4 条の 9、第 3 4 条の 1 0 第 1 項、付則第 4 条第 1 項、付則第 4 条の 3 第 1 項および付則第 4 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 3 4 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第 1 3 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 8 第 1 項前段、

改正後	改正前
0第1項、付則第4条第1項および付則第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 《現行どおり》 4 《現行どおり》 第14条 《現行どおり》 (都市計画税に係る法附則第15条第13項の条例で定める割合) 第14条の2 都市計画税に係る法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。 (都市計画税に係る法附則第15条第31項の条例で定める割合) 第14条の3 都市計画税に係る法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (都市計画税に係る法附則第15条第35項の条例で定める割合) 第14条の4 都市計画税に係る法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (都市計画税に係る法附則第15条第36項の条例で定める割合) 第14条の5 都市計画税に係る法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (都市計画税に係る法附則第15条第40項の条例で定める割合) 第14条の6 都市計画税に係る法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 (都市計画税に係る法附則第15条の11第1項の条例で定める割合) 第14条の7 都市計画税に係る法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 (改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項、付則第4条の3第1項および付則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第13条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 《省略》 4 《省略》 第14条 《省略》 (都市計画税に係る法附則第15条第14項の条例で定める割合) 第14条の2 都市計画税に係る法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3とする。 (都市計画税に係る法附則第15条第32項の条例で定める割合) 第14条の3 都市計画税に係る法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (都市計画税に係る法附則第15条第36項の条例で定める割合) 第14条の4 都市計画税に係る法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 (都市計画税に係る法附則第15条第37項の条例で定める割合) 第14条の5 都市計画税に係る法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 (都市計画税に係る法附則第15条第41項の条例で定める割合) 第14条の6 都市計画税に係る法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 《改正後に新設》 (改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

改正後	改正前
第 15 条 法附則第 15 条の 11 第 1 項の<u>改修特別特定建築物</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写しおよび高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）</u>または<u>同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(2) 《現行どおり》 (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条各号に掲げる<u>特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するか</u>の別 (4)～(6) 《現行どおり》 第 15 条の 2～第 17 条の 2 《現行どおり》 （読替規定） 第 18 条 法附則第 15 条第 1 項、<u>第 8 項、第 12 項から第 16 項まで、第 18 項、第 19 項、第 23 項、第 26 項、第 30 項から第 32 項まで、第 35 項、第 36 項、第 40 項もしくは第 43 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 または第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 151 条第 2 項中「または第 33 項」とあるのは「もしくは第 33 項または附則第 15 条から第 15 条の 3 までもしくは第 63 条」とする。</u> 第 19 条～第 20 条の 2 《現行どおり》 （長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第 21 条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 3 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 第 34 条の 6、第 34 条の 8、第 34 条の 9、第 34 条の 10 第 1 項、付則第 4 条第 1 項<u>およ</u>	告) 第 15 条 法附則第 15 条の 11 第 1 項の<u>改修実演芸術公演施設</u>について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1)～(2) 《省略》 (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）第 5 条第 3 号に規定する劇場もしくは<u>演芸場または同条第 4 号に規定する集会場もしくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別 (4)～(6) 《省略》 第 15 条の 2～第 17 条の 2 《省略》 （読替規定） 第 18 条 法附則第 15 条第 1 項、<u>第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 33 項まで、第 36 項、第 37 項、第 41 項もしくは第 44 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 または第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 151 条第 2 項中「または第 33 項」とあるのは「もしくは第 33 項または附則第 15 条から第 15 条の 3 までもしくは第 63 条」とする。</u> 第 19 条～第 20 条の 2 《省略》 （長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第 21 条 《省略》 2 《省略》 3 《省略》 (1) 《省略》 (2) 第 34 条の 6、第 34 条の 8、第 34 条の 9、第 34 条の 10 第 1 項、付則第 4 条第 1 項、<u>付</u>

改正後	改正前
<u>び付則第4条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項<u>および付則第4条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 《現行どおり》 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第21条の2 昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)～(2) 《現行のとおり》 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和11年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則	<u>則第4条の3第1項および付則第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項、<u>付則第4条の3第1項および付則第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 《省略》 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 第21条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)～(2) 《省略》 2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第3

改正後	改正前
第 3 4 条の 2 第 1 0 項の規定に該当することとなる ときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地の ための譲渡ではなかつたものとみなす。 3 《現行どおり》 第 2 1 条の 3 《現行どおり》 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特 例) 第 2 2 条 《現行どおり》 2～4 《現行どおり》 5 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 第 3 4 条の 6、第 3 4 条の 8、第 3 4 条の 9、 第 3 4 条の 1 0 第 1 項、付則第 4 条第 1 項およ び<u>付則第 4 条の 3 第 1 項</u>の規定の適用につい ては、第 3 4 条の 6 中「所得割の額」とあるのは 「所得割の額および付則第 2 2 条第 1 項の規定 による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 8 第 1 項前段、第 3 4 条の 9、第 3 4 条の 1 0 第 1 項、付則第 4 条第 1 項および<u>付則第 4 条の 3 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の 額ならびに付則第 2 2 条第 1 項の規定による市 民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 8 第 1 項後 段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額お よび付則第 2 2 条第 1 項の規定による市民税の 所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 《現行どおり》 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民 税の課税の特例) 第 2 3 条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 第 3 4 条の 6、第 3 4 条の 8、第 3 4 条の 9、 第 3 4 条の 1 0 第 1 項、付則第 4 条第 1 項およ び<u>付則第 4 条の 3 第 1 項</u>の規定の適用につい ては、第 3 4 条の 6 中「所得割の額」とあるのは 「所得割の額および付則第 2 3 条第 1 項の規定 による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 8 第 1 項前段、第 3 4 条の 9、第 3 4 条の 1 0 第 1 項、付則第 4 条第 1 項および<u>付則第 4 条の 3 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の 額ならびに付則第 2 3 条第 1 項の規定による市 民税の所得割の額」と、第 3 4 条の 8 第 1 項後 段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額お	4 条の 2 第 1 0 項の規定に該当することとなる ときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のた めの譲渡ではなかつたものとみなす。 3 《省略》 第 2 1 条の 3 《省略》 (短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特 例) 第 2 2 条 《省略》 2～4 《省略》 5 《省略》 (1) 《省略》 (2) 第 3 4 条の 6、第 3 4 条の 8、第 3 4 条の 9、 第 3 4 条の 1 0 第 1 項、付則第 4 条第 1 項およ び<u>付則第 4 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用につ いては、第 3 4 条の 6 中「所得割の額」とある のは「所得割の額および付則第 2 2 条第 1 項の 規定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条 の 8 第 1 項前段、第 3 4 条の 9、第 3 4 条の 1 0 第 1 項、付則第 4 条第 1 項、<u>付則第 4 条の 3 第 1 項および付則第 4 条の 3 の 2 第 1 項</u>中「所 得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付 則第 2 2 条第 1 項の規定による市民税の所得割 の額」と、第 3 4 条の 8 第 1 項後段中「所得割 の額」とあるのは「所得割の額および付則第 2 2 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額の 合計額」とする。 (3)～(5) 《省略》 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民 税の課税の特例) 第 2 3 条 《省略》 2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 第 3 4 条の 6、第 3 4 条の 8、第 3 4 条の 9、 第 3 4 条の 1 0 第 1 項、付則第 4 条第 1 項、<u>付 則第 4 条の 3 第 1 項および付則第 4 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定の適用については、第 3 4 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額およ び付則第 2 3 条第 1 項の規定による市民税の所 得割の額」と、第 3 4 条の 8 第 1 項前段、第 3 4 条の 9、第 3 4 条の 1 0 第 1 項、付則第 4 条 第 1 項、<u>付則第 4 条の 3 第 1 項および付則第 4 条の 3 の 2 第 1 項</u>中「所得割の額」とあるのは 「所得割の額ならびに付則第 2 3 条第 1 項の規 定による市民税の所得割の額」と、第 3 4 条の

改正後	改正前
よび付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 《現行どおり》 第23条の2 《現行どおり》 (先物取引に係る雑所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第24条 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項および<u>付則第4条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項および<u>付則第4条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 《現行どおり》 (特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第24条の2 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項および<u>第4条の3第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項および<u>第4条の3第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の2第1項の	8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 《省略》 第23条の2 《省略》 (先物取引に係る雑所得に係る個人の市民税の課税の特例) 第24条 《省略》 2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項、<u>付則第4条の3第1項および付則第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項、付則第4条第1項、<u>付則第4条の3第1項および付則第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 《省略》 (特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第24条の2 《省略》 2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項、<u>第4条の3第1項および第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項、<u>第4条の3第1項および第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは

改正後	改正前
規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 《現行どおり》 3～4 《現行どおり》 5 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項および第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項および第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 《現行どおり》 (条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第24条の3 《現行どおり》 2 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項および第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項および第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	「所得割の額および付則第24条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 《省略》 3～4 《省略》 5 《省略》 (1) 《省略》 (2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項、第4条の3第1項および第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項、第4条の3第1項および第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 《省略》 (条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 第24条の3 《省略》 2 《省略》 (1) 《省略》 (2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項、第4条の3第1項および第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項、第4条の3第1項および第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

改正後	改正前
(3)～(5) 《現行どおり》 3～4 《現行どおり》 5 《現行どおり》 (1) 《現行どおり》 (2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項および第4条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項および第4条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 《現行どおり》 6 《現行どおり》 第25条～第29条 《現行どおり》	る。 (3)～(5) 《省略》 3～4 《省略》 5 《省略》 (1) 《省略》 (2) 第34条の6、第34条の8、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項、第4条の3第1項および第4条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項前段、第34条の9、第34条の10第1項ならびに付則第4条第1項、第4条の3第1項および第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の8第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第24条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)～(5) 《省略》 6 《省略》 第25条～第29条 《省略》

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の草津市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号、次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（草津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 4 条 草津市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年草津市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。
付則第 6 条中「の種別割」を削る。

（令和 8 年 3 月 3 1 日揭示済み）

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第 1 3 号

草津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

草津市国民健康保険税条例（昭和 3 0 年草津市条例第 2 6 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条 ≪現行どおり≫ 第 2 条 ≪現行どおり≫ (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、</u>病床転換支援金等の納付に要する費用<u>、</u>介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）<u>および子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2)～(3) ≪現行どおり≫ <u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康</u>	第 1 条 ≪省略≫ 第 2 条 ≪省略≫ (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>および</u>病床転換支援金等の納付に要する費用<u>ならびに</u>介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） (2)～(3) ≪省略≫ ≪改正後に新設≫

改正後	改正前
保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。 3～4 《現行どおり》 <u>5</u> 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>法第314条の2第1項</u>に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.9を乗じて算定する。 2 《現行どおり》 第4条 《現行どおり》 第5条 《現行どおり》 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）およびその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額ならびに被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3～4 《省略》 《改正後に新設》 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項</u>に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.9を乗じて算定する。 2 《省略》 第4条 《省略》 第5条 《省略》 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険

改正後	改正前
者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者のいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）および特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。<u>以下同じ。</u>）をいう。）以外の世帯 1世帯について 19,000円 (2)～(3)《現行どおり》 第5条の2～第5条の7 《現行どおり》 (国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額) <u>第5条の8</u> 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.25を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額) <u>第5条の9</u> 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,221円とする。 (18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額) <u>第5条の10</u> 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について54円とする。 (国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額) <u>第5条の11</u> 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 754円 (2) 特定世帯 1世帯について 377円 (3) 特定継続世帯 1世帯について 565円 第6条～第16条 《現行どおり》 (国民健康保険税の減額) 第17条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合は、<u>67万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から	者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者のいない場合に限る。）をいう。以下同じ。）および特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。）以外の世帯 1世帯について 19,000円 (2)～(3) 《省略》 第5条の2～第5条の7 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 第6条～第16条 《省略》 (国民健康保険税の減額) 第17条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合は、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から

改正後	改正前
ウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合は、26万円）<u>、同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合は、17万円）ならびに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合は、3万円）の合算額とする。</u> (1) 《現行どおり》 ア～カ 《現行どおり》 キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 855円 ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 38円 ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1世帯について 528円 (4) 特定世帯 1世帯について 264円 (9) 特定継続世帯 1世帯について 396円 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>31万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 《現行どおり》 キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主	ウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合は、26万円）<u>ならびに</u>同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合は、17万円）の合算額とする。 (1) 《省略》 ア～カ 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が43万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
を除く。) 1 人について 6 1 1 円 ク 1 8 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 1 8 歳以上被保険者均等割額 1 8 歳以上被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 2 7 円 ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1 世帯について 3 7 7 円 (4) 特定世帯 1 世帯について 1 8 9 円 (ウ) 特定継続世帯 1 世帯について 2 8 3 円 (3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が 4 3 万円 (納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者および特定同一世帯所属者 1 人につき <u>5 7 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ 《現行どおり》 キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 2 4 5 円 ク 1 8 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 1 8 歳以上被保険者均等割額 1 8 歳以上被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 1 1 円 ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (7) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 1 世帯について 1 5 1 円 (4) 特定世帯 1 世帯について 7 6 円 (ウ) 特定継続世帯 1 世帯について 1 1 3	《改正後に新設》 《改正後に新設》 (3) 法第 7 0 3 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額が 4 3 万円 (納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、4 3 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者および特定同一世帯所属者 1 人につき <u>5 6 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。) ア～カ 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

改正後	改正前
円 2 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 <u>(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人ついて次に定める額 ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 183円 イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 305円 ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 488円 エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 611円 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額ならびに<u>被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額</u>（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額<u>および18歳以上被保険者均等割額</u>）は、当該所得割額ならびに<u>被保険者均等割額および18歳以上被保険者均等割額</u>から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（<u>地方税法施行規則第24条の30の6</u>に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2)～(6) 《現行どおり》 <u>(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第5条の8の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	2 《省略》 (1)～(2) 《省略》 《改正後に新設》 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額<u>および</u>被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額<u>および</u>被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（<u>地方税法施行規則第24条の30の5</u>に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2)～(6) 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の9の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の10の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。 第17条の2～第22条 《現行どおり》 付 則 1～3 《現行どおり》 （上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 4 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5、<u>第5条の8</u>および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林	《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 第17条の2～第22条 《省略》 付 則 1～3 《省略》 （上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） 4 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」と

改正後	改正前
所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5、<u>第5条の8</u>および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 6 《現行どおり》 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 7 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5、<u>第5条の8</u>および第17条の規定の適用	あるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。 (長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項または第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額(」とあるのは「および山林所得金額ならびに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。 6 《省略》 (一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 7 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5および第17条の規定の適用については、

改正後	改正前
については、第 3 条第 1 項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 1 7 条第 1 項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 5 条の 2、第 5 条の 5、<u>第 5 条の 8</u>および第 1 7 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 1 7 条第 1 項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 5 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 2、第 5 条の 5、<u>第 5 条の 8</u>および第 1 7 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは	第 3 条第 1 項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 1 7 条第 1 項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 8 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 5 条の 2、第 5 条の 5 および第 1 7 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 1 7 条第 1 項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。 (先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 9 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第 3 5 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 2、第 5 条の 5 および第 1 7 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第 3 5 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 3 1 4 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金

改正後	改正前
は山林所得金額または法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得または雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5、<u>第5条の8</u>および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 11 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等または同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5、<u>第5条の8</u>および第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例	額または法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。 (土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例) 10 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得または雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。 (特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例) 11 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等または同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5および第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項および第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の

改正後	改正前
適用利子等の額（以下この条および第 17 条第 1 項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用利子等の額」と、第 17 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。 （特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等または同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 2、第 5 条の 5、<u>第 5 条の 8</u>および第 17 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項（同法第 12 条第 6 項および第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条および第 17 条第 1 項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用配当等の額」と、第 17 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。 （条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 13 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第	額（以下この条および第 17 条第 1 項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用利子等の額」と、第 17 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用利子等の額」とする。 （特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 12 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等または同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第 3 条、第 5 条の 2、第 5 条の 5 および第 17 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額ならびに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項（同法第 12 条第 6 項および第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条および第 17 条第 1 項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または特例適用配当等の額」と、第 17 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに特例適用配当等の額」とする。 （条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） 13 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第

改正後	改正前
3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5、<u>第5条の8</u>および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 14 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5、<u>第5条の8</u>および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租	3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第17条第1項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。 （条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） 14 世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得および雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の5および第17条の規定の適用については、第3条第1項中「および山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「および山林所得金額の合計額（）」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または租税条約等実

改正後	改正前
税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額」と、第 1 7 条第 1 項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額」とする。	施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額」と、第 1 7 条第 1 項中「および山林所得金額」とあるのは「および山林所得金額ならびに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 2 項に規定する条約適用配当等の額」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の草津市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(令和 8 年 3 月 3 1 日揭示済み)

規 則

草津市特定乳児等通園支援事業者の確認手続等に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 6 日

草津市長
橋 川
渉

草津市規則第 1 8 号

草津市特定乳児等通園支援事業者の確認手続等に関する規則
(趣旨)

- 第 1 条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 2 第 1 項の特定乳児等通園支援事業者の確認の手続等に関し、法、子ども・子育て支援法施行令（平成 2 6 年政令第 2 1 3 号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成 2 6 年内閣府令第 4 4 号）および特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 9 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(確認の申請)

- 第 2 条 法第 5 4 条の 2 第 1 項の特定乳児等通園支援事業者の確認の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認申請書（別記様式第 1 号）により行うものとする。

(確認の通知等)

- 第 3 条 市長は、法第 5 4 条の 2 第 1 項の規定による特定乳児等通園支援事業者の確認をしたときは、特定乳児等通園支援事業者確認（変更確認）通知書（別記様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(確認の変更に係る申請等)

- 第 4 条 法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 4 条の規定による特定乳児等通園支援事業者の確認の変更の申請は、特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書（別記様式第 3 号）により行うものとする。

- 2 法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 7 条第 1 項および第 2 項の規定による特定乳児等通園支援事業者の名称等の変更の届出は、特定乳児等通園支援事業者名称等確認変更届出書（別記様式第 4 号）により行うものとする。

- 3 前条の規定は、第 1 項の確認の変更をしたときについて準用する。

(確認の辞退に係る届出)

- 第 5 条 法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 8 条

の規定による特定乳児等通園支援事業者の確認の
辞退は、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届出
書（別記様式第5号）により行うものとする。

（確認の取消し等の通知）

第6条 市長は、法第54条の3において準用する法
第52条第1項の規定による特定乳児等通園支援
事業者の確認の取消または停止をしたときは、
特定乳児等通園支援事業者確認取消（停止）通
知書（別記様式第6号）により通知するものとす
る。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか特定乳児等通園
支援事業者の確認の手続等に関し必要な事項は、
市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

草津市長 宛

所 在 地
申請者 名 称
代表者氏名

特定乳児等通園支援事業者確認申請書

子ども・子育て支援法第54条の2第1項の規定による確認を受けたいので、次の
とおり、関係書類を添えて申請します。

フリガナ				
事業所の名称				
事業所の所在地 ・連絡先	(〒)			
	(ビルの名称等)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			
区 分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業			
申請者 (設置者)	フリガナ			
	法人等名称			
	主たる事務所の 所在地・連絡先	(〒) 都道 郡市 区		
		(ビルの名称等)		
		電話番号		FAX番号
		メールアドレス		
	代表者の 氏名等	フリガナ		職名
		氏 名		生年月日
(〒) 都道 郡市 区				

管理者の氏名等	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	(〒) 都道 郡市 区			
事業開始 (予定) 年月日	年 月 日			
定 員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
	人	人	人	人

（添付書類）

次に掲げる書類等（子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用す
る同規則第39条各号に掲げる事項（本申請書に記載した事項を除く。）を記載し
たもの）その他確認に関し必要な書類

- (1) 設置者の定款、寄附行為等および登記事項証明書または条例等の写し
- (2) 乳児等通園支援事業者の認可証の写し
- (3) 建物の構造概要および図面（各室の用途を明示したもの）ならびに設備の概
要
- (4) 運営規程
- (5) 利用者またはその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (6) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制および勤務形態
- (7) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (8) 当該申請に係る事業に係る乳児等通園支援給付費および特例乳児等通園支援
給付費の請求に関する事項
- (9) 誓約書（兼役員等名簿）